

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等のお子さんのために

児童扶養手当のしおり



 児童扶養手当とは・・・

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。



茨城県

小美玉市

OMITAMA CITY

児童扶養手当を受けることができる方

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）しているひとり親家庭の父・母、または両親にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身に一定の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。

なお、受給者、児童ともに国籍は問いません。



手当の対象となる児童

- 1 父母が婚姻を解消した児童
 - 2 父または母が死亡した児童
 - 3 父または母が一定の障がいの状態にある児童
 - 4 父または母の生死不明な児童
 - 5 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - 6 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - 7 母が婚姻によらないで生まれた児童
 - 8 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
 - 9 父または母が裁判所から配偶者の暴力による保護命令を受けた児童
- ※遺棄…連絡がとれず児童の養育を放棄していること。

児童扶養手当が支給されない場合

次のような場合には、手当を受ける資格がありません。



児童が

- 1 日本国内に住所を有しないとき
- 2 児童福祉法上の里親に委託されているとき
- 3 父または母と生計を同じくしているとき
(父または母が一定の障がいの状態にある場合を除く)
- 4 父または母の配偶者に養育されているとき
(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
- 5 児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき
- 6 平成15年4月1日の時点で、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して5年を経過しているとき（請求者が父の場合は適用されません）



父・母または養育者が 日本国内に住所を有しないとき

児童扶養手当の額

令和6年11月1日改定

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人以降	1人につき 10,750円加算	1人につき 10,740円～5,380円加算

●一部支給の手当額の算定

<児童1人目の額>

45,490円 — (受給資格者の所得額 — 全部支給の所得制限限度額) × 0.025

<児童2人目以降の加算額>

10,740円 — (受給資格者の所得額 — 全部支給の所得制限限度額) × 0.0038561



児童扶養手当と障害基礎年金の併給調整について

これまで、障害基礎年金等（国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など）を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、児童扶養手当法の一部改正により令和3年3月分以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。



児童扶養手当と公的年金の併給調整について

なお、障害基礎年金等以外の公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している方は、公的年金の額が児童扶養手当の額よりも下回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

所得制限限度額

受給資格者、その配偶者または同居の扶養義務者の前年の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の一部または全部は支給されません。

※扶養義務者・・・直系血族および兄弟姉妹（父母、兄弟姉妹など）

同住所地内で世帯分離している世帯や同敷地の別棟に住む世帯を含む

所得制限限度額（令和6年11月分以降）

所得 扶養 親族数	本人		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円



所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します）

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費 + 養育費の8割相当額 - 次表の諸控除 - 8万円
(給与所得控除額) (社会保険料相当額)

諸 控 除	①（みなし）寡婦（夫）控除	270,000円	②（みなし）特別寡婦（夫）控除	350,000円
	③ 障がい者控除	270,000円	④ 特別障がい者控除	400,000円
	⑤ 勤労学生控除	270,000円	⑥ 医療費控除 等	申告額

※受給資格者が母（父）の場合は、①②については控除しない。



所得制限限度額に加算されるもの

(1) 受給資格者本人

- ・老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合・・・10万円／1人
- ・特定扶養親族、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合・・・
15万円／1人

(2) 扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

- ・老人扶養親族がある場合・・・6万円／1人
（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く）

児童扶養手当の一部支給停止について

受給期間が5年を経過する等の要件に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、**手当額の2分の1が支給停止になる可能性があります**。市役所から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、就労をしている等の届出の手続きをすることにより、5年等経過後も経過前の月と同額の手当を受給することが可能です。

（所得の状況や家族の状況等に変更があった場合は、この限りではありません。）

児童扶養手当を受ける手続き

手当を受けるには、住所地の市役所で認定請求の手続きを行い、市長の認定を受けた後、支給されます。

認定請求書には、戸籍謄本などを添付することになりますが、手当を受ける方の**支給要件によって添付する書類が異なりますので、ご不明な点については窓口におたずねください**。

なお、小美玉市に本籍がある場合は、戸籍等の発行手数料が免除される場合があります。

※この手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されませんので注意してください。

児童扶養手当の支払日

手当は認定請求した日の属する月の翌月から支給され、年6回に分け支払月の前月までの手当が指定した金融機関の口座へ振り込まれます。（支払通知等は発送しません。）

支払日（支給対象月）					
3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2月分
5月11日	7月11日	9月11日	11月11日	1月11日	3月11日

※支払日が休日のときは、その直前の平日に支給されます。

認定後の各種届出

認定を受けた方は次のような届出義務がありますので、事由が生じたときはすみやかに窓口へ届けてください。

届出を必要とするとき	届出の種類等
毎年8月1日～8月31日 (全ての受給者) ※全部支給停止の方も必ず提出してください	◆ 現況届 (この届を出さないと11月以降の手当が受けられなくなります。また、2年間この届を出さないと資格を失います。)
対象児童が増えたとき	◆ 手当額改定請求書 (請求した翌月から手当額が増額されます。)
対象児童が減ったとき	◆ 手当額改定届 (対象児童が減った日の翌月から手当額が減額されます。なお、過払いがあるときは返納することになります。)
所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど現在の支給区分が変更となる時	◆ 支給停止関係(発生・消滅・変更)届 (事由が発生した翌月から変更になります。)
受給資格を喪失したとき (次表1～6に該当)	◆ 資格喪失届 (資格を喪失した日の属する月まで手当が支給されます。なお、過払いがあるときは返納することになります。)
受給者が死亡したとき	◆ 受給者死亡届 (戸籍法の届出義務者が14日以内に届けてください。)
証書をなくしたとき	◆ 証書再交付申請書
氏名・住所・支払金融機関が変わったとき	◆ 氏名・住所・支払金融機関変更届 (届が遅れたり、提出しなかった場合、手当の支払が遅くなる場合があります。)



辞退について

児童扶養手当の認定を受けているものの、手当が全部支給停止であって、今後も所得制限限度額を下回る見込みがないなどの理由により、受給資格の継続を希望されない方は辞退届を提出することができます。辞退を希望する場合は、受給資格者本人が窓口にお越しください。

※辞退による資格喪失後、児童扶養手当の認定が必要となった場合は、改めて認定請求をしていただく必要があります。



ご注意を！！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。



- 1 婚姻の届出をしたとき
- 2 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係になったとき
(生計を同じくする異性と同居または、同居がなくともひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合)
- 3 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）
- 4 児童が児童福祉施設に入所したり、転出などによりあなたが監護または養育しなくなったとき
- 5 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したとき
(遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙などの連絡があった場合を含む)
- 6 その他支給要件に該当しなくなったとき

○手当証書：証書は、手当の受給資格を証する書類ですので受領後大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。

○罰 則：偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

ご相談及び問合せ先
小美玉市こども課支援係
☎0299-48-1111

申請等書類の提出窓口

- ・こども課支援係（玉里総合支所2階）
- ・福祉事務所美野里支所（小美玉市役所本庁1階）
- ・福祉事務所小川支所（小川総合支所1階）